

情報通信審議会 情報通信政策部会  
地上デジタル放送推進委員会第 6 次答申に向けて

委員 加藤 周二

#### アナログ停波に伴うリサイクルの円滑化について

アナログ停波に伴い大量に排出されると想定されるアナログ TV のリサイクルの円滑化につきましては、関連する民間事業者が法律に定められた義務を果たすことを前提に、その義務、能力を超える事態が生じる場合には行政にも必要なご支援をいただき、市民の皆様のご混乱、過度の負担及び不法投棄の増大をもたらさないよう連携を図っていくことが基本と考えております。

現行の家電リサイクル法に基づく廃家電の回収、処理体制は「拡大生産者責任」の原則の下で生産者を中心に構築されていますが、その中で小売事業者は大型家電製品の宅配慣行を事由に、リサイクルの対象となる家電、すなわち、自らが過去に販売したもの及び新たに小売販売した家電と同種のものお客様から引き取り、生産者、具体的には生産者の指定引取場所に引き渡す義務を担っております。

小売業の現場の意見では、家庭内に保有されている 3500 万台とも推定される膨大な数のアナログテレビは、2011 年 7 月のアナログ停波の直近の時期から集中的に排出されると想定され、その物流、保管面で物理的な混乱が生じる可能性があるかと憂慮しております。

こうした状況の中、札幌市総務局小林光昭情報化推進部長から提起されました小売業者によるリサイクル家電の引取り、引渡しにつきましては、法律に定められた義務は極力果たしてまいる所存です。他方、アナログ停波に伴い大量に排出されるアナログテレビの中には、販売を行った小売事業者が既に廃業している所謂「義務外品」も少なからず含まれるものと想定されます。これらの義務外品の引取り、引渡しに関しましては、昨年 2 月の産構審・中環審合同会合報告書で指摘されたとおり、自治体が回収ルートを構築し市民に周知していただくべきであり、今後も、粗大ゴミ回収との連携を含め、市町村による「義務外品の回収体制」を一層徹底・強化していただくことが必要であると考えております。

なお、家電リサイクル法の下でリサイクルを担う製造業者等は、所要の準備等を進めることにより、円滑にアナログテレビの処理を行う予定であるとお聞きしています。

家電リサイクル法は経済産業省、環境省の所管ですが、今後想定される大量アナログテレビのリサイクルに関しては、総務省、自治体におかれても連携を密接に行っていただき、混乱、不法投棄等が生じないよう適切な対応を講じていただくよう改めてお願いいたします。